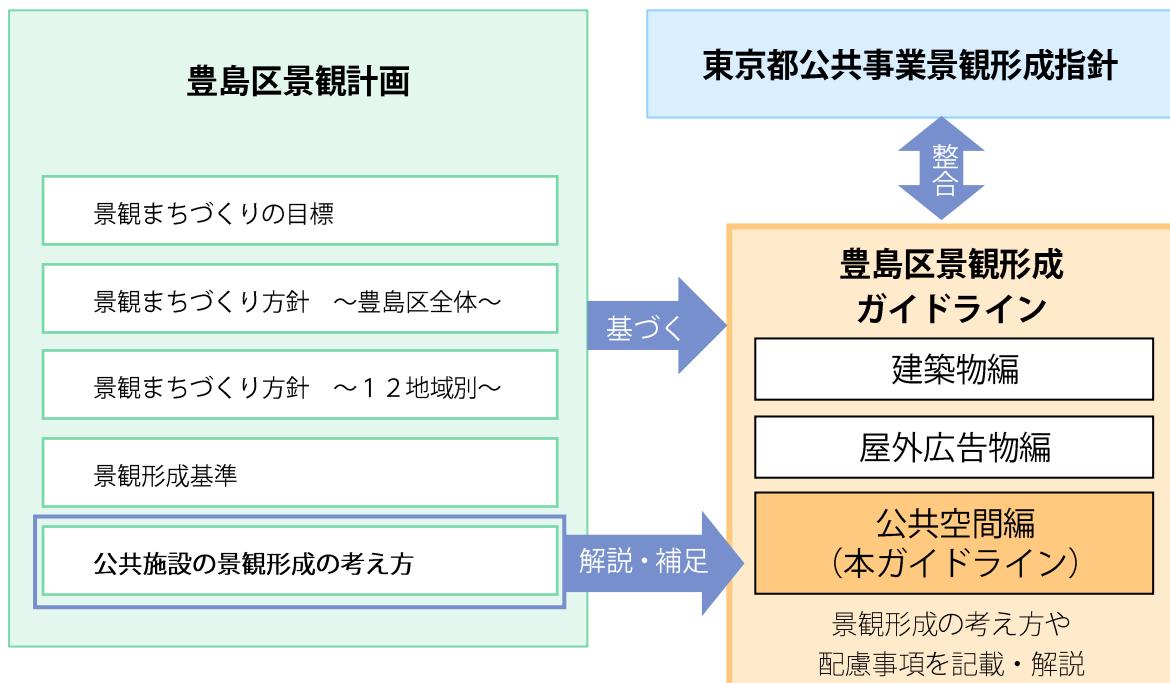


I. はじめに

1. 豊島区景観形成ガイドライン公共空間編の位置づけと役割

- 道路や河川、公園、学校などの公共施設は、景観を構成する重要な要素です。都市の骨格であるとともに、豊島区の景観形成の先導的役割をもつことから、地域の特性を惹き立てる景観形成に生かしていくことが重要です。
- 豊島区景観形成ガイドライン（公共空間編）は、豊島区景観計画の「景観まちづくり方針」、「景観形成の基準」、「公共施設の景観形成の考え方」に基づき、歩道空間や広場、屋外のエントランス空間などの公共施設が生み出す公共空間に特に着目し、公共施設の整備等に関する景観形成の基本的な考え方や配慮すべき事項を示します。
- 本ガイドラインが事業の計画・設計にあたって活用されることにより、豊島区らしい良好な景観形成の促進を目指すものです。
- 本ガイドラインを利用するにあたり、事業担当者、民間事業者、景観担当者などが十分に連携し、事業に取り組むことが重要です。本ガイドラインは基本的な考え方を示していますが、それに捉われ過ぎず、柔軟に検討を進めていくことが望まれます。

■本ガイドラインと「豊島区景観計画」との関係



2. ガイドラインの対象となる公共施設・公共空間

○本ガイドラインは、下記の豊島区自らが行う公共施設整備に関する景観まちづくりの基本的な考え方や方針、方針の実現に向けた取組を示します。このほか、国、東京都、及び公的機関（公的住宅供給機関等）が行うものは、理解と協力を求めるものとします。

＜対象となる公共施設＞

- ・公共建築物（区役所、学校施設、文化・スポーツ施設、公営住宅など）
- ・道路、橋りょう、アンダーパス、駅前広場
- ・公園・緑地、緑道

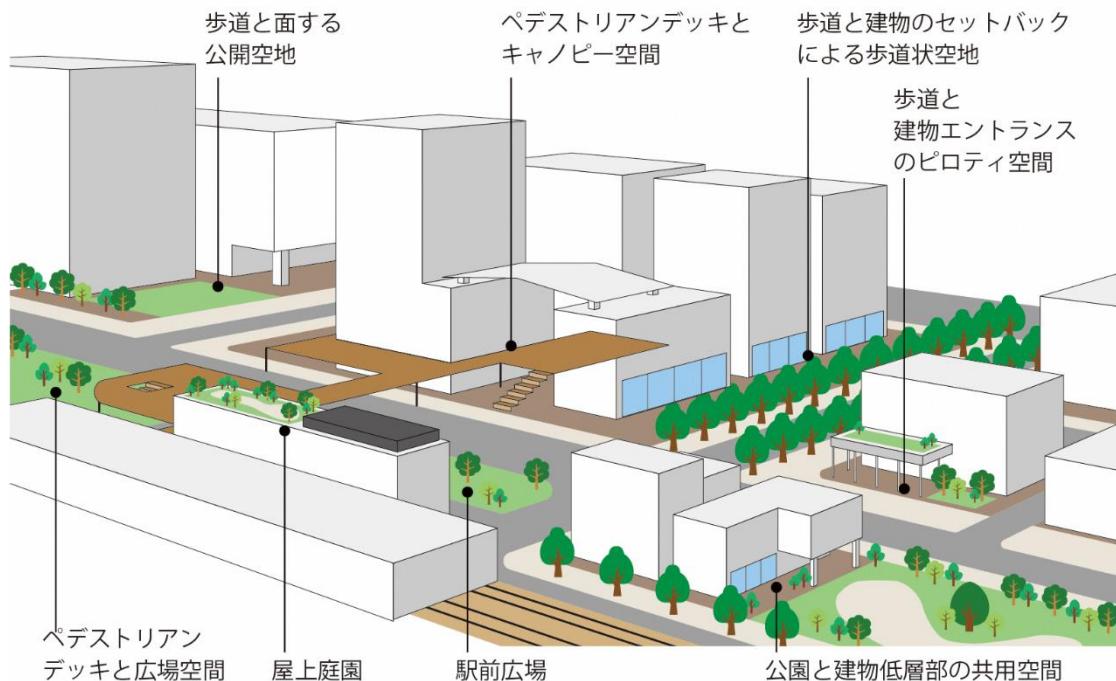
○さらに、本ガイドラインでは、人を中心とした公共空間づくりの考え方を中心に重点を置き、豊島区自らが行う公共施設整備に付随する公共空間だけでなく、公開空地をはじめとした民間施設等の敷地においても理解と協力を求めるものとします。

○このほか、公共空間を構成する要素（P46～、「IV-1 要素別」を参照）を整備する民間事業者に対しても理解と協力を求めるものとします。

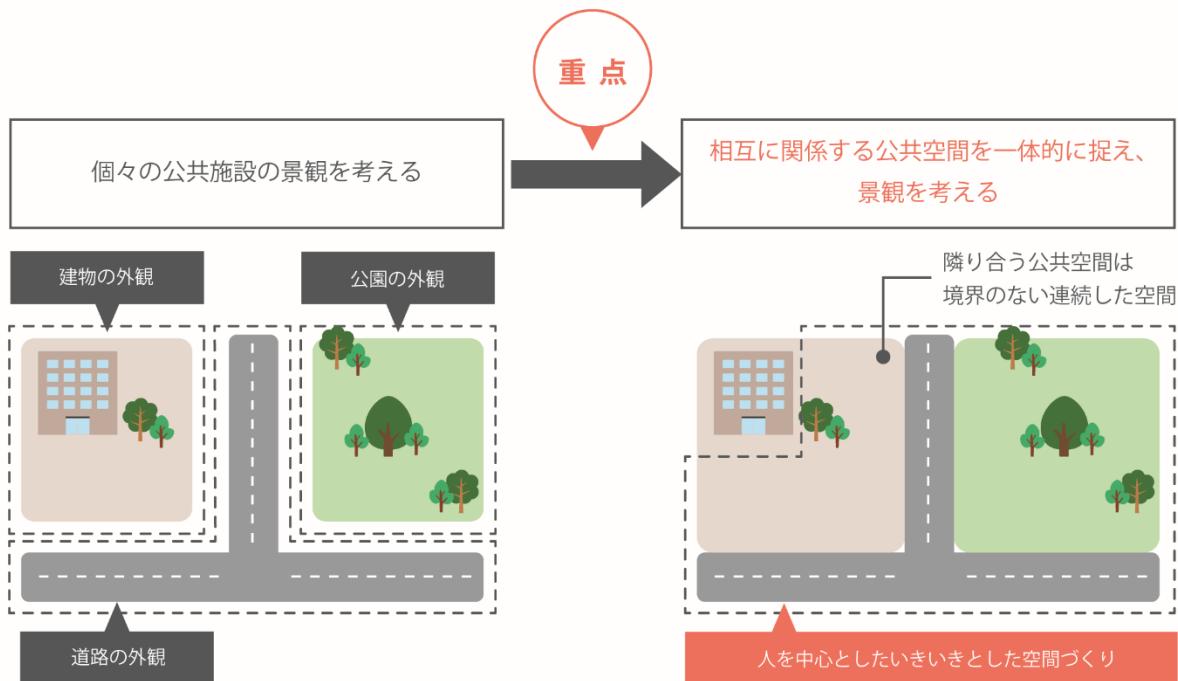
＜公共空間（パブリックスペース）とは＞

- ・誰もが自由に利用できるまちに開かれた空間。本ガイドラインでは、公園や道路等の公共施設に加え、民間再開発や壁面後退で発生した歩道状空地や広場などのオープンスペース、ペデストリアンデッキ、エントランスや屋上庭園といった誰でも自由に使える空間を公有地・民有地に関わらず公共空間として位置づけます。

■まちの中の公共空間のイメージ



○本ガイドラインでは、独立する公共施設それぞれの景観を考えるのではなく、「道路と公開空地」や「公共施設と隣接する公園」など相互に関係する公共空間を一体的に捉え、景観を考えます。



まちの中の様々な公共空間



■二子玉川ライズ（中央広場）

- 二子玉川ライズでは、隣接する二子玉川駅と世田谷区が整備する二子玉川公園をつなぐ歩行者専用通路沿いに商業店舗や中央広場が設けられ、一体的に回遊性の高い公共空間を形成しています。



■丸の内仲通り

- イベント時や昼時は、道路の車両の交通規制を行い、道路上にカフェやベンチを設置することで、道路空間も人を中心とした公共空間となります。

3. ガイドラインの構成と使い方

(1) ガイドラインの構成

- ガイドラインは基本編、応用編、評価編の3部構成となっています。
それぞれ、以下のようなときにご活用ください。

基本編

- 豊島区の景観形成の目標を知りたい
- 公共施設や公共空間の景観まちづくりにおける役割や景観形成に向けた基本的な考え方を知りたい

応用編

- 公共建築物や道路・橋りょう、公園・緑地・緑道等の景観形成に向けた具体的な手がかりを知りたい
- 何が問題で景観への配慮が必要なのか、景観に配慮することでどんな効果が期待されるのか知りたい

評価編

- 景観への配慮が適切に行われたのかどうかを確認したい
- 各公共施設等の景観評価がどのように活用されるのか知りたい

基本編

I はじめに

本ガイドラインの役割や対象となる施設、構成をまとめています。

- 1 景観形成ガイドライン公共空間編の位置づけと役割
- 2 ガイドラインの対象となる公共施設・公共空間
- 3 ガイドラインの構成と使い方
- 4 豊島区が目指す景観まちづくり

II 基本事項

公共施設等の景観形成に向けた基本的な考え方をまとめています。

- 1 公共施設等の景観まちづくりにおける役割
- 2 公共施設等の景観まちづくりの基本的な考え方
- 3 公共施設等の景観まちづくり方針

応用編

III. 方針の実現に向けた取組

景観まちづくり方針ごとに、方針の実現に向けた各施設の取組みを解説します。

企画・構想・調整段階

- 方針 1 地域の景観資源や特性を尊重する
- 方針 2 施設のまちづくりにおける役割を把握する
- 方針 3 地域住民や企業、関連する部署など様々な主体との調整を図る

計画・設計段階

- 方針 4 景観の「地」と「図」の関係を意識する
- 方針 5 地域や周辺の公共施設等とのかかわりに配慮する
- 方針 6 施設の利用者や地域の目線に立ち、快適な公共空間づくりに配慮する
- 方針 7 安全性や機能性と景観を両立する
- 方針 8 夜間も安全に楽しめる景観づくりに配慮する
- 方針 9 時間の経過に配慮する

管理・活用段階

- 方針 10 地域と施設のかかわりに配慮し、積極的な活用を進める
- 方針 11 設計意図を継承し、適切な維持管理を行う
- 方針 12 地域に親しまれる景観を残しながら、歴史や地域性を継承する

IV. 景観デザインの参考集

個々の要素について、景観形成の考え方を示すとともに、景観デザインの参考となる事例を写真で紹介します。

「豊島区景観計画」で記載している色彩基準を紹介し、景観に馴染む色彩の考え方を解説します。

要素別

- 1 フェンス・塀類
- 2 ポール類
- 3 ネット類
- 4 擁壁
- 5 設備類
- 6 補装類
- 7 駐車場・駐輪場
- 8 ファニチャー
- 9 植栽類
- 10 照明類
- 11 公共サイン・屋外広告物

色彩

- 1 色彩の基準
- 2 街並みと調和しやすい色彩例

評価編

V. 推進方策

ガイドラインの推進方策として、景観デザイン評価の運用の仕組みや評価シートをまとめています。

- 1 公共施設整備に係るデザイン評価
- 2 景観条例に基づく手続き

(2) ガイドラインの使い方

○公共施設等の企画・構想、計画・設計、管理・活用の各段階において、本ガイドラインやその他の関連計画などがどのように対応しているか、どのように使われるのかを解説します。



4. 豊島区が目指す景観まちづくり

(1) 景観まちづくりの目標

豊かなみどり、人々の温もり、新たな文化の創造など多様な界わいが共鳴し、心地良い交響曲となって広がる快適な都市空間を創出します。

個性豊かな界わいが響きあう 豊島の景観まちづくり

- 多文化が共生してにぎわう池袋副都心の躍動、日常生活の中に歴史が息づき落ち着いた雰囲気、人々が触れ合い生み出されるあたたかさなど、彩り豊かな地域の個性が調和して織りなす都市の魅力を高めていきます。
- 染井霊園や雑司ヶ谷霊園、神田川など地域の資産となるみどりとともに、そこで育まれてきた文化を守りながら、ゆとりと潤いが感じられる都市空間を形成します。
- 江戸の園芸文化、池袋モンパルナス、歴史的な建築物、マンガ・アニメをはじめとするサブカルチャーなど、多彩な文化を育んできた魅力を生かして、誰もが主役になれる「国際アート・カルチャー都市」にふさわしい景観まちづくりを進めます。

(2) 池袋副都心の景観まちづくり目標

これまで築かれてきた価値観を大切に受け継ぎながら、
国際性豊かな文化創造の舞台として、
誰もが主役となる包容力を魅力とした景観まちづくりに取り組みます。

新しい物語がはじまる「劇場都市」

- 誰もが安全・安心に道路や公園・広場などの都市空間を舞台にして、一人ひとりが思い描くストーリーを演じられ、ときめく「劇場都市」をめざします。
- グリーン大通りや造幣局東京支局跡地に整備される防災公園、西池袋公園など四季を彩る街路樹や建築物の緑化などでつなぎ、みどりの回廊を創出します。
- 多彩な文化を育んできた界隈がモザイク模様を織りなす魅力を国内外に発信し、東京、そして世界の中で存在感を高めていきます。
- 豊島区本庁舎の完成に続き、旧庁舎跡地の活用が具体化するなど都市の姿が大きく変わろうとする機会にあわせて、公民が連携した個性ある美しい景観まちづくりを進めます。

<池袋副都心の範囲>

都市づくりビジョンで示された池袋副都心区域に池袋副都心連携エリアを加えて、池袋副都心として一的に景観まちづくりに取り組みます。
また、特定都市再生緊急整備地域は、池袋副都心区域とあわせて重点的な景観形成を進めます。

凡　例
■ 池袋副都心区域
■ 池袋副都心連携エリア

